

あきる野市指定認知症対応型共同生活介護事業者に対する指導監査に関する基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
第1 基本方針					
1 基本方針	<p>(1) 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>1 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっているか。</p>	<p>法第78条の3第1項 市条例第109条 解釈通知第3の五の1</p>	<p>1 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっていない。</p>	C
第2 人員に関する基準					
1 従業者の員数	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p> <p>※利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>(2) (1) の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、(1)及び(2)に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。なお、計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修（実践者研修又は基礎課程）を修了している者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>1 共同生活住居ごとに夜間及び深夜以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者の数を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数が増すごとに1以上となっているか。</p> <p>2 共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯に1以上の介護従業者を勤務させているか。</p> <p>3 共同生活住居の数が3である場合、当該共同生活住居が同一の階において隣接し、利用者の安全性が確保されている場合においては、夜間及び深夜の時間帯に2以上の介護従業者を勤務させているか。</p> <p>1 介護従業者のうち1以上の者が常勤であるか。</p> <p>1 認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従事者が併設する事業所に従事するに当たり(1)、(2)の基準及び併設する事業所の基準を満たしているか。</p> <p>1 計画作成担当者を1人以上配置しているか。</p>	<p>法第78条の4第1項 市条例第110条第1項、第2項 解釈通知第3の五の2 (1) ①</p> <p>市条例第110条第3項</p> <p>市条例第110条第4項 解釈通知第3の五の2 (1) ②</p> <p>市条例第110条第5項、第6項 解釈通知第3の五の2 (1) ③ 地域密着研修通知2の(1) ②</p>	<p>1 共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯以外に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者の数を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数が増すごとに1以上とっていない。</p> <p>2 共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯に1以上の介護従業者を勤務させていない。</p> <p>3 共同生活住居の数が3である場合、当該共同生活住居が同一の階において隣接し、利用者の安全性が確保されている場合においては、夜間及び深夜の時間帯に2以上の介護従業者を勤務させていない。</p> <p>1 介護従業者のうち1以上の者が常勤でない。</p> <p>1 認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従事者が併設する事業所に従事するに当たり(1)、(2)の基準及び併設する事業所の基準を満たしていない。</p> <p>1 計画作成担当者を1人以上配置していない。</p>	C C C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(5) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。</p> <p>(6) (5) の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。</p> <p>(7) (5) の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、(4) の別に厚生労働大臣が定める研修（実践者研修又は基礎課程）を修了している者を置くことができる。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める研修は次のとおり。 認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修（実践者研修又は基礎課程）</p> <p>(8) 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。</p> <p>(9) 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1) から (8) に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>1 計画作成担当者のうち1人は介護支援専門員であるか。</p> <p>1 介護支援専門員は他の計画作成担当者の業務を監督しているか。</p> <p>1 計画作成担当者は研修を修了しているか。</p> <p>1 介護支援専門員でない計画作成担当者は実務経験を認められているか。</p> <p>1 基準条例を満たしているか。</p>	<p>市条例第110条第7項 解釈通知第3の5の2 (1) ③</p> <p>市条例第110条第8項 解釈通知第3の5の2 (1) ③</p> <p>市条例第110条第9項 平24年厚労告113の五 地域密着研修通知2の (1) ②</p> <p>市条例第110条第10項</p> <p>市条例第110条第11項</p>	<p>1 計画作成担当者に介護支援専門員がいない。</p> <p>1 介護支援専門員は他の計画作成担当者の業務を監督していない。</p> <p>1 計画作成担当者は研修を修了していない。</p> <p>1 介護支援専門員でない計画作成担当者は実務経験を有すると認められていない。</p> <p>1 基準条例を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 管理者	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 ※共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</p>	<p>1 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p>	<p>市条例第111条第1項、 第2項 解釈通知第3の5の2 (2) ①</p>	<p>1 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていない。</p>	<p>C</p>
3 代表者	<p>(2) 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているものでなければならない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める研修は次のとおり。 指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているものでなければならない。</p>	<p>1 共同生活住居の管理者は資格要件を満たしているか。</p> <p>1 代表者は資格要件を満たしているか。</p>	<p>市条例第111条第3項 解釈通知第3の5の2 (2) ② 平24年厚労告113の二 地域密着研修通知1の (1)</p> <p>市条例第112条 解釈通知第3の5の2 (3) 地域密着研修通知3の (1)</p>	<p>1 共同生活住居の管理者が資格要件を満たしていない。</p> <p>1 代表者が資格要件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
第3 設備に関する基準					
1 設備及び備品等	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。</p> <p>(2) 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。ただし、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p> <p>(3) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするものとする。</p> <p>(4) 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第74条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) から (5) までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>1 共同生活住居の数は1以上3以下であるか。</p> <p>1 共同生活住居の入居定員は5人以上9人以下であるか。</p> <p>1 居室の定員は1人又は2人であるか。</p> <p>1 居室の床面積は7.43平方メートル以上であるか。</p> <p>1 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族等との交流の機会が確保される地域にあるか。</p> <p>1 基準条例を満たしているか。</p>	<p>法第78条の4第2項 市条例第113条第1項 解釈通知第3の5の3 (1)</p> <p>市条例第113条第2項、 第5項 解釈通知第3の5の3 (2) 及び (4)</p> <p>市条例第113条第3項</p> <p>市条例第113条第4項 解釈通知第3の5の3 (3)</p> <p>市条例第113条第6項 解釈通知第3の5の3 (5)</p> <p>市条例第113条第7項</p>	<p>1 共同生活住居の数は1以上3以下でない。</p> <p>1 共同生活住居の入居定員は5人以上9人以下でない。</p> <p>1 居室の定員は1人又は2人でない。</p> <p>1 居室の床面積は7.43平方メートル以上でない。</p> <p>1 住宅地又は住宅地と同程度の利用者の家族等との交流の機会が確保される地域でない。</p> <p>1 基準条例を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
第4 運営に関する基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(4)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち（ア）又は（イ）に掲げるもの</p> <p>（ア） 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>（イ） 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	<p>1 利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付し、説明を行い同意を得ているか。</p> <p>1 利用申込者等から申出があつた場合に重要事項説明書を電磁的方法で提供しているか。</p>	<p>市条例第128条（第9条第1項準用） 解釈通知第3の5の4 (16)（第3の1の4 (2) 準用)</p> <p>市条例第128条（第9条第2項準用)</p>	<p>1 利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付し、説明を行い同意を得ていない。</p> <p>1 利用申込者等から申出があつた場合に重要事項説明書を電磁的方法で提供していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
	<p>イ 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (2)に規定する方法のうち指定認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの</p> <p>イ ファイルへの記録の方式</p> <p>(5) (4)の規定による承諾を得た指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 事業者が提供する電磁的方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することで文書を作成できるものであるか。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、利用申込者等から文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っているか。</p>	<p>市条例第128条(第9条第3項準用)</p> <p>市条例第128条(第9条第5項準用)</p> <p>市条例第128条(第9条第6項準用)</p>	<p>1 事業者が提供する電磁的方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することで文書を作成できないものである。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、利用申込者等から文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 提供拒否の禁止	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。</p>	<p>1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいないか。</p>	<p>市条例第128条(第10条準用) 解釈通知第3の5の4(16)(第3の1の4(3)準用)</p>	<p>1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいる。</p>	<p>C</p>
3 受給資格等の確認	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>1 被保険者証によって要介護認定の有無、有効期間等を確認しているか。</p>	<p>市条例第128条(第12条第1項準用) 解釈通知第3の5の4(16)(第3の1の4(5)①準用)</p>	<p>1 被保険者証によって要介護認定の有無、有効期間等を確認していない。</p>	<p>C</p>
	<p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>1 認定審査会意見に配慮してサービス提供に努めているか。</p>	<p>市条例第128条(第12条第2項準用) 解釈通知第3の5の4(16)(第3の1の4(5)②準用)</p>	<p>1 認定審査会意見に配慮してサービス提供に努めていない。</p>	<p>B</p>
4 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>1 サービスの提供に際し、利用申込者の要介護認定の申請を確認しているか。</p> <p>2 申請が行われていない利用者に対して必要な援助を行っているか。</p> <p>1 必要と認められる利用者に対して要介護認定の更新申請に必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例第128条(第13条第1項準用) 解釈通知第3の5の4(16)(第3の1の4(6)①準用)</p> <p>市条例第128条(第13条第2項準用) 解釈通知第3の5の4(16)(第3の1の4(6)②準用)</p>	<p>1 サービスの提供に際し、利用申込者の要介護認定の申請を確認していない。</p> <p>2 申請が行われていない利用者に対して必要な援助を行っていない。</p> <p>1 必要と認められる利用者に対して要介護認定の更新申請に必要な援助を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 入退居	(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。	1 少人数による共同生活を営むことに支障がない、認知症である要介護者にサービス提供をしているか。	市条例第114条第1項	1 少人数による共同生活を営むことに支障がある、認知症である要介護者にサービス提供をしている。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。	1 入居に際して、主治の医師の診断書等により入居申込者の認知症の確認をしているか。	市条例第114条第2項	1 入居に際して主治の医師の診断書等により入居申込者の認知症の確認をしていない。	C
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要するものであること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 入居申込者に対して他の施設を紹介する等の適切な措置を講じているか。	市条例第114条第3項 解釈通知第3の5の4 (1) ①	1 入居申込者に対して他の施設を紹介する等の適切な措置を講じていない。	C
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。	1 入居に際して、入居申込者の心身の状況等の把握に努めているか。	市条例第114条第4項 解釈通知第3の5の4 (1) ②	1 入居に際して、入居申込者の心身の状況等の把握に努めていない。	B
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。	1 退去の際に、利用者等の希望を踏まえた上で、退居に必要な援助を行っているか。	市条例第114条第5項	1 退去の際に、利用者等の希望を踏まえた上で、退居に必要な援助を行っていない。	C
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 退居の際に、利用者等に指導を行い、他事業者等と密接な連携に努めているか。	市条例第114条第6項	1 退居の際に、利用者等に指導を行い、他事業者等と密接な連携に努めていない。	B
6 サービスの提供の記録	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。	1 利用者の被保険者証に必要な事項の記載をしているか。	市条例第115条第1項 解釈通知第3の5の4 (2) ①	1 利用者の被保険者証に必要な事項の記載をしていない。 2 利用者の被保険者証に必要な事項の記載が不十分。	C B
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等（サービス提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項）を記録しなければならない。	1 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	市条例第115条第2項 解釈通知第3の5の4 (2) ②	1 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない。 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録が不十分。	C B
7 利用料等の受領	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	1 利用者負担の割合を超えて利用料の支払を受けていないか。	市条例第116条第1項 解釈通知第3の5の4 (3) ①	1 利用者負担の割合を超えて利用料の支払を受けている。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	1 法定代理受領サービスに該当しない利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	市条例第116条第2項 解釈通知第3の5の4 (3) ①	1 法定代理受領サービスに該当しない利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じている。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ア 食材料費 イ 理美容代 ウ おむつ代 エ アからウに掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	1 利用者に負担させることが不適当な費用を徴収していないか。	市条例第116条第3項 解釈通知第3の5の4 (3)②	1 利用者に負担させることが不適当な費用を徴収している。	C
		2 利用者にあいまいな名目		2 利用者にあいまいな名目の費	C
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	1 利用者負担によるサービス内容及び費用の説明を行い、あらかじめ利用者等から同意を得ているか。	市条例第116条第4項 解釈通知第3の5の4 (3)①	1 利用者負担によるサービス内容及び費用の説明を行い、あらかじめ利用者等から同意を得ていない。	C
8 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	1 利用者にサービスの内容等を記載したサービス提供証明書を交付しているか。	市条例第128条(第22条準用) 解釈通知第3の5の4 (16)(第3の1の4 (14)準用)	1 利用者にサービスの内容等を記載したサービス提供証明書を交付していない。 2 利用者にサービスの内容等を記載したサービス提供証明書を交付しているが不十分。	C B
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。	1 サービスは利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切行われているか。	市条例第117条第1項	1 サービスは利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切行われていない。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。	1 サービスは日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。		市条例第117条第2項 解釈通知第3の5の4 (4)①	1 サービスは日常生活を送ることができるよう配慮して行われていない。
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	1 サービスは計画に基づき行われているか。	市条例第117条第3項		1 サービスは計画に基づき行われていない。 2 サービスは計画に基づき行われているが不十分。
	(4) 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	1 介護従業者はサービスの提供方法等を利用者等に説明しているか。		市条例第117条第4項 解釈通知第3の5の4 (4)②	1 介護従業者はサービスの提供方法等を利用者等に説明していない。 2 介護従業者はサービスの提供方法等を利用者等に説明しているが不十分。

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
10 認知症対応型共同生活介護計画の作成	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	1 サービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行っていないか。	市条例第117条第5項 解釈通知第3の5の4 (4) ③	1 サービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行っている。 2 サービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行う要件が不十分。	C B
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	1 身体的拘束等に関して必要な記録をしているか。	市条例第117条第6項 解釈通知第3の5の4 (4) ③	1 身体的拘束等に関して必要な記録をしていない。 2 身体的拘束等に関して必要な記録が不十分。	C B
	(7) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じているか。	市条例第117条第7項 解釈通知第3の5の4 (4) ④、⑤、⑥	1 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない。 2 身体的拘束等の適正化を図るための措置が不十分。	C B
	(8) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 ア 外部の者による評価 イ 「30_地域との連携等」に規定する運営推進会議における評価	1 定期的に評価を受けてその結果を公表し、改善を図っているか。	市条例第117条第8項 解釈通知第3の5の4⑦	1 定期的に評価を受けてその結果を公表し、改善を図っていない。 2 定期的に評価を受けてその結果を公表し、改善を図っているが不十分。	C B
	(1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	1 計画作成担当者が計画作成に関する業務を担当しているか。	市条例第118条第1項 解釈通知第3の5の4 (5) ①	1 計画作成担当者が計画作成に関する業務を担当していない。 2 計画作成担当者が計画作成に関する業務を担当しているが不十分。	C B
	(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。	1 計画の作成に当たっては利用者の多様な活動の確保に努めているか。	市条例第118条第2項 解釈通知第3の5の4 (5) ②	1 計画の作成に当たっては利用者の多様な活動の確保に努めていない。	B
	(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。	1 計画作成担当者は具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。	市条例第118条第3項 解釈通知第3の5の4 (5) ③	1 計画作成担当者は具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成していない。 2 計画作成担当者は具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているが不十分。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
11 介護等	(4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	1 計画作成担当者は計画の作成に当たり、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているか。	市条例第118条第4項 解釈通知第3の5の4 (5) ③	1 計画作成担当者は計画の作成に当たって、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ていない。 2 計画作成担当者は計画の作成に当たって、利用者又はその家族に対しての説明等が不十分。	C B
	(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。	1 計画作成担当者は計画を利用者に交付しているか。	市条例第118条第5項 解釈通知第3の5の4 (5) ③	1 計画作成担当者は計画を利用者に交付していない。 2 計画作成担当者は計画を利用	C B
	(6) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。	1 計画作成担当者は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。	市条例第118条第6項 解釈通知第3の5の4 (5) ④	1 計画作成担当者は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていない。 2 計画作成担当者は実施状況の把握を行い、必要に応じて行う計画の変更等が不十分。	C
	(7) (2) から (5) までの規定は、(6) に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。	1 計画の変更について(2) から (5) までの規定を準用しているか。	市条例第118号第7項	1 計画の変更について(2) から (5) までの規定を準用していない。	C
	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。	1 介護は適切な技術をもって行っているか。	市条例第119条第1項 解釈通知第3の5の4 (6) ①	1 介護は適切な技術をもって行っていない。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	1 利用者の負担で介護従業者以外の者により介護を受けさせていないか。	市条例第119条第2項 解釈通知第3の5の4 (6) ②	1 利用者の負担で介護従業者以外の者により介護を受けさせている。	C
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。	1 利用者の食事等は利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	市条例第119条第3項 解釈通知第3の5の4 (6) ③	1 利用者の食事等は利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていない。	B
12 社会生活上の便宜の提供等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。	1 趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	市条例第120条第1項 解釈通知第3の5の4 (7) ①	1 趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
13 利用者に関する市への通知	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。	1 利用者が必要な行政手続等に関して、同意を得て、代わって行っている	市条例第120条第2項 解釈通知第3の5の4 (7) ②	1 利用者が必要な行政手続等に関して、同意を得て、代わって行っていない。	C
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	1 利用者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めているか。	市条例第120条第3項 解釈通知第3の5の4 (7) ③	2 利用者が必要な行政手続等に	B
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 ア 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	1 利用者の不適正行為を市に通知しているか。	市条例第128条（第28条 準用） 解釈通知第3の5の4 (16)（第3の1の4 (18) 準用）	1 利用者の不適正行為を市に通知していない。 2 利用者の不適正行為を市に通知しているが不十分。	C B
14 緊急時等の対応	(1) 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 また、次の点に留意すること。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	1 介護従業者は緊急時に必要な措置を講じているか。	市条例第128条（第99条 準用） 解釈通知第3の5の4 (16)（第3の4の4 (12) 準用）	1 介護従業者は緊急時に必要な措置を講じていない。 2 介護従業者は緊急時に必要な措置を講じているが不十分。	C B
15 管理者の責務	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	1 管理者は従業者の管理等を一元的に行っているか。 1 管理者は必要な指揮命令を行っているか。	市条例第128条（第59条 の11第1項準用） 解釈通知第3の5の4 (16)（第3の2の2の3 (4) 準用） 市条例第128条（第59条 の11第2項準用） 解釈通知第3の5の4 (16)（第3の2の2の3 (4) 準用）	1 管理者は従業者の管理等を一元的に行っていない。 2 管理者は従業者の管理等を一元的に行っているが不十分。 1 管理者は必要な指揮命令を行っていない。	C B C
16 管理者による管理	(1) 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	1 管理者の兼務関係は適切であるか。	市条例第121条	1 管理者の兼務関係が不適切。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
17 運営規程	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 利用定員 エ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 入居に当たっての留意事 カ 非常災害対策 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を定めているか。</p> <p>2 運営規程に必要な事項が記載されているか。</p>	市条例第122条 解釈通知第3の5の4(8)	<p>1 運営規程を定めていない。</p> <p>2 運営規程の記載内容等が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
18 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 また、共同生活ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。</p> <p>(2) (1) の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。</p> <p>(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 従業者の勤務の体制を適切に定めているか。</p> <p>1 勤務の体制は継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。</p> <p>1 介護従業者の研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 全ての介護従業者に認知症介護に係る研修を受講させているか。</p> <p>1 ハラスメント防止の方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	市条例第123条第1項 解釈通知第3の5の4(9)①及び③ 市条例第123条第2項 解釈通知第3の5の4(9)② 市条例第123条第3項 解釈通知第3の5の4(9)④、⑤ 市条例第123条第4項 解釈通知第3の5の4(9)⑥	<p>1 従業者の勤務の体制を適切に定めていない。</p> <p>2 従業者の勤務の体制を定めているが不十分。</p> <p>1 勤務の体制が継続性を重視したサービスの提供に配慮していない。</p> <p>1 介護従業者の研修の機会を確保していない。</p> <p>2 全ての介護従業者に認知症介護に係る研修を受講させていない。</p> <p>1 ハラスメント防止の方針の明確化等の必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
19 定員の遵守	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>1 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。</p>	市条例第124条	<p>1 入居定員及び居室の定員を超えて入居させている。</p>	C
20 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	<p>1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>1 介護従業者に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	市条例128条(第32条の2第1項準用) 解釈通知第3の5の4(12)①、② 市条例128条(第32条の2第2項準用) 解釈通知第3の5の4(12)③、④	<p>1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない。</p> <p>2 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているが不十分。</p> <p>1 介護従業者に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的実施していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
21 非常災害対策	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	1 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。	市条例第128条（第32条の2第3項準用）	1 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていない。 2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているが不十分。	C B
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	1 非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に従業者に周知するとともに、必要な訓練等を行っているか。	市条例第128条（第102条第1項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の4の4（16）準用）	1 非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に従業者に周知するとともに、必要な訓練等を行っていない。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、（1）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	1 訓練の実施に当たって地域住民との連携に努めているか。	市条例第128条（第102条第2項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の4の4（16）準用）	1 訓練の実施に当たって地域住民との連携に努めていない。	B
22 衛生管理等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 飲用水等の衛生管理は適正であるか。	市条例第128条（第59条の16第1項準用） 解釈通知第3の5の4（13）①	1 飲用水等の衛生管理が不適正である。 2 飲用水等の衛生管理が不十分である。	C B
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	1 感染症が発生又はまん延しないよう、必要な措置を講じているか。	市条例第128条（第59条の16第2項準用） 解釈通知第3の5の4（13）②	1 感染症が発生又はまん延しないよう、必要な措置を講じていない。 2 感染症が発生又はまん延しないよう、必要な措置が不十分。	C B
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。	1 協力医療機関を定めているか。	市条例第125条第1項 解釈通知第3の5の4（10）①	1 協力医療機関を定めていない。	C
23 協力医療機関等	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	1 協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	市条例第125条第2項 解釈通知第3の5の4（10）①	1 協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。	B
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	1 他の施設等との連携及び支援の体制を整えているか。	市条例第125条第3項 解釈通知第3の5の4（10）②	1 他の施設等との連携及び支援の体制を整えていない。	C
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示しているか。	市条例第128条（第34条第1項準用）	1 事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示していない。	C
24 掲示	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、（1）に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、（1）の規定による掲示に代えることができる。	1 掲示に代え、運営規程の概要等を記載した書面を自由に閲覧できるようにしているか。	市条例第128条（第34条第2項準用）	1 掲示に代え、運営規程の概要等を記載した書面を自由に閲覧できるようにしていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
25 秘密保持等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。	市条例第128条（第35条第1項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（26）①準用）	1 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしている。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 従業者であった者が秘密を漏らさないために必要な措置を講じているか。	市条例第128条（第35条第2項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（26）②準用）	1 従業者であった者が秘密を漏らさないために必要な措置を講じていない。	C
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	1 会議等で利用者等の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書による同意を得ているか。	市条例第128条（第35条第3項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（26）③準用）	1 会議等で利用者等の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書による同意を得ていない。	C
26 広告	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	1 広告の内容は虚偽又は誇大なものとなっていないか。	市条例第128条（第36条準用）	1 広告の内容は虚偽又は誇大なものとなっている。	C
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 従業者等に対し、利用者を紹介する代償に金品等の利益を供与していないか。	市条例第126条第1項 解釈通知第3の5の4（11）①	1 従業者等に対し、金品等の利益を供与している。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	1 従業者等から退去者を紹介する代償に金品等の利益を收受していないか。	市条例第126条第2項 解釈通知第3の5の4（11）②	1 従業者等から退去者を紹介する代償に金品等の利益を收受している。	C
28 苦情処理	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	市条例第128条（第38条第1項準用） 解釈通知第3の1の4（28）①準用）	1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 2 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置が不十分。	C B
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1 苦情の内容等を記録しているか。	市条例第128条（第38条第2項準用） 解釈通知第3の1の4（28）②準用）	1 苦情の内容等を記録していない。 2 苦情の内容等を記録しているが不十分。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 市が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第128条（第38条第3項準用） 解釈通知第3の1の4（28）③準用）	1 市が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 2 市が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているが不十分。	C B
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、（3）の改善の内容を市に報告しなければならない。	1 改善内容を市に報告しているか。	市条例第128条（第38条第4項準用）	1 改善内容を市に報告していない。 2 改善内容を市に報告しているが不十分。	C B
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第128条（第38条第5項準用）	1 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 2 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているが不十分。	C B
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、（5）の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	1 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	市条例第128条（第38条第6項準用）	1 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していない。 2 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているが不十分。	C B
29 調査への協力等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 市が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第128条（第104条準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の4の4（19）準用）	1 市が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C
30 地域との連携等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	1 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受け、助言等を聴く機会を設けているか。	市条例第128条（第59条の17第1項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の2の2の3（10）①準用）	1 市が実施する調査等に協力するとともにおおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受け、助言等を聴く機会を設けていない。	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、（1）の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	1 運営推進会議についての記録を作成し、公表しているか。	市条例第128条（第59条の17第2項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の2の2の3（10）②準用）	1 運営推進会議についての記録を作成せず、公表していない。 2 運営推進会議についての記録を作成し、公表しているが不十分。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
31 事故発生時の対応	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	1 地域住民や地域との交流を図っているか。	市条例第128条（第59条の17第3項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の2の2の3（10）③準用）	1 地域住民や地域との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていない。 2 地域住民や地域との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているが不十分。	C B
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めているか。	市条例第128条（第59条の17第4項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の2の2の3（10）④準用）	1 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めていない。	B
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 事故発生時に市、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じているか。	市条例第128条（第40条第1項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（30）準用）	1 事故発生時に市、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じていない。 2 事故発生時に市、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じているが不十分。	C B
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、（1）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	市条例第128条（第40条第2項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（30）準用）	1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているが不十分。	C B
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故の発生時に損害賠償を速やかに行っているか。	市条例第128条（第40条第3項準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（30）準用）	1 賠償すべき事故の発生時に損害賠償を速やかに行っていない。 2 賠償すべき事故の発生時に損害賠償を速やかに行っているが不十分。	C B
	32 虐待の防止	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	1 虐待の発生又は再発防止のための措置を講じているか。	市条例第128条（第40条の2準用） 解釈通知第3の5の4（14）	1 虐待の発生又は再発防止のための措置を講じていない。 2 虐待の発生又は再発防止のための措置が不十分である。
(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。		1 経理を区分し、事業の会計を区分しているか。	市条例第128条（第41条準用） 解釈通知第3の5の4（16）（第3の1の4（32）準用）	1 経理を区分し、事業の会計を区分していない。 2 経理を区分し、事業の会計を区分しているが不十分。	C B
		1 経理を区分し、事業の会計を区分しているが不十分。			B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
34 記録の整備	<p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>ア 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>イ 「6_サービスの提供の記録」に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 「9_指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針」に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>エ 「13_利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録</p> <p>オ 「28_苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 「31_事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>キ 「30_地域との連携等」に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、2年間保存しているか。</p>	<p>市条例第127条第1項 解釈通知第3の5の4 (15)</p> <p>市条例第127条第2項 解釈通知第3の5の4 (15)</p>	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているが不十分。</p> <p>1 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、2年間保存していない。</p> <p>2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、2年間保存しているが不十分。</p>	C B C B
第5 変更の届出等					
1 変更の届出等	<p>(1) 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>1 事業所の名称等に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、市長に届け出ているか。</p> <p>1 事業を廃止、又は休止しようとするときは、1月前までに市長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5第1項 法施行規則第131条第1項、第2項</p> <p>法第78条の5第2項 法施行規則第131条第3項</p>	<p>1 事業所の名称等に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、市長に届け出ているか。</p> <p>1 事業を廃止、又は休止しようとするときは、1月前までに市長に届け出ているか。</p>	C C
第6 介護給付費の算定及び取扱い					
1 基本的事項	<p>(1) 指定地域密着型サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービスに要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、(1)別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>1 適正に算定しているか。</p> <p>1 適正に算定しているか。</p> <p>1 適正に算定しているか。</p>	<p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 算定が不適正である。</p>	C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 基本報酬の算定について	<p>(1) 平成27年厚生労働省告示第96号の三十一（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合し、かつ、平成12年厚生労働省告示29号の三（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）を満たすものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が平成12年厚生省告示第27号の八（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費等の算定方法）に該当する場合（定員超過利用・人員基準欠如に該当する場合）は、同告示により算定する。</p> <p>※平成12年厚生労働省告示29号の三（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）とは次のとおりである。 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上であること。ただし、「1_従業者の員数」(1) ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。</p>	1 適正に算定しているか。	報酬告示別表5注1 平成27年厚労告96の三十一	1 算定が不適正である。	C
3 身体拘束廃止未実施減算	(1) 認知症対応型共同生活介護費について、「9_指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針」(6)、(7) を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算する。	1 適正に算定しているか。	報酬告示別表5注2 留意事項第2の6(2) 平成27年厚労告95の五十八の三	1 算定が不適正である。	C
4 夜間支援体制減算	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)及び短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)について、共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（「1_従業者の員数」(1) ただし書に規定する場合に限る。）に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1日につき、所定単位数を差し引いて得た単位数を算定する。	1 適正に算定しているか。	報酬告示別表5注3	1 算定が不適正である。	C
5 夜間支援体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、1日につき所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。 ア 夜間支援体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (イ) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定していること。 (ウ) 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が2以上であること。</p> <p>イ 夜間支援体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (イ) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定していること。 (ウ) 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数以上であること。</p>	1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。	報酬告示別表5注4 留意事項第2の6(3) 平成27年厚労告95の三十二	1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合していない。 2 市長に届け出していない。	C C
6 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数に加算する。	1 医師が認知症等を認めた緊急のサービス利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行ったか。	報酬告示別表5注5 留意事項第2の6(4)	1 医師が認知症等を認めた緊急のサービス利用者に対してサービス提供を行っていない。	C
7 若年性認知症利用者受入加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき所定単位数に加算する。ただし、(6)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準とは次のとおり。 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。</p>	1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、若年性認知症利用者に対して、サービス提供を行っているか。	報酬告示別表5注6 留意事項第2の6(5) 平成27年厚労告95の十八	1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 市長に届け出していない。 3 若年性認知症利用者に対してサービス提供を行っていない。	C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
8 利用者が入院した時の費用の算定	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として1日につき所定単位数を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜の提供を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。</p>	1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、利用者が病院等への入院を要しているか。	報酬告示別表5注7 留意事項第2の6 (6) 平成27年厚労告95の五十八の四	1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 市長に届け出ていない。 3 利用者が病院等への入院を要していない。	C C C
9 看取り介護加算	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下、死亡日以前4日以上30日以下、死亡日の前日及び前々日、死亡日について、それぞれ1日につき、所定単位数を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。 ア 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 イ 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ウ 看取りに関する職員研修を行っていること。 ※2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者とは次のとおり。 次のアからウまでのいずれにも適合している利用者 ア 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 イ 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ウ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。</p>	1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行い、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であるか。	報酬告示別表5注8 留意事項第2の6 (7) 平成27年厚労告96の三十三 平成27年厚労告94の四十	1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合していない。 2 市長に届け出ていない。 3 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者ではない。	C C C
10 初期加算	(1) 認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。	1 入居した日から起算して30日を超えていないか。	報酬告示別表5注8のハ 留意事項第2の6 (8)	1 入居した日から起算して30日を超えている。	C
11 医療連携体制加算	<p>(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、いずれかの医療連携体制加算を算定している場合においては、その他の医療連携体制加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。 ア 医療連携体制加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。 (イ) 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 (ウ) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届出を行い、サービス提供を行っているか。	報酬告示別表5注8のニ 留意事項第2の6 (9) 平成27年厚労告96の三十四	1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合していない。 2 市長に届け出ていない。	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>イ 医療連携体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (イ) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、(ア)により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (ウ) 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。 (一) 喀痰かくたん吸引を実施している状態 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (三) 中心静脈注射を実施している状態 (四) 人工腎臓を実施している状態 (五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (六) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (七) 経鼻胃管や胃瘻ろう等の経腸栄養が行われている状態 (八) 褥瘡じよくそうに対する治療を実施している状態 (九) 気管切開が行われている状態 (エ) ア(ウ)に該当するものであること。 ウ 医療連携体制加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (イ) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 (ウ) ア(ウ)及びイ(ウ)に該当するものであること。</p>				
12 退去時相談援助加算	<p>(1) 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。</p>	<p>1 利用者の相談援助を行い、同意を得て、介護状況等を示す文書を退去後の居宅地を管轄する市町村及び事業者等に対して、提供しているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のほ 留意事項第2の6(10)</p>	<p>1 利用者の相談援助を行っていない。 2 同意を得ていない。 3 利用者の介護状況等を示す文書を退去後の居宅地を管轄する市町村及び事業者等に提供していない。</p>	<p>C C C</p>
13 認知症専門ケア加算	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、いずれかの認知症専門ケア加算を算定している場合においては、その他の認知症専門ケア加算は算定しない。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (イ) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (ウ) 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のへ 留意事項第2の6(11) 平成27年厚労告95の三の二</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 市長に届出を行っていない。 3 厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行っていない。</p>	<p>C C C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
14 生活機能向上連携加算	<p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) アの基準のいずれにも適合すること。 (イ) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (ウ) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※2 別に厚生労働大臣が定める者は次のとおり。 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合には算定しない。</p>	<p>1 計画作成担当者がリハビリテーション等を行う医師等の助言に基づき、計画を作成し、サービス提供を行っているか。</p> <p>1 リハビリテーション等を行う医師等と計画作成担当者が利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした計画を作成し、医師等と連携し、サービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のト 留意事項第2の6(12)</p> <p>報酬告示別表5注8のト 留意事項第2の6(12)</p>	<p>1 計画作成担当者がリハビリテーション等を行う医師等の助言に基づき、計画を作成していない。</p> <p>2 計画に基づき、サービス提供を行っていない。</p> <p>1 リハビリテーション等を行う医師等と計画作成担当者が利用者の身体状況等の評価を共同して行っていない。</p> <p>2 生活機能向上を目的とした計画を作成していない。</p> <p>3 計画に基づき、医師等と連携し、サービス提供を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
15 栄養管理体制加算	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合し、管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る指導等を月1回以上行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のチ 留意事項第2の6(13) 平成27年厚労告95の五十八の五</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る指導等を月1回以上行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
16 口腔衛生管理体制加算	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合し、歯科医師等が、介護職員に対する口腔ケアに係る指導等を月1回以上行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のリ 留意事項第2の6(14) 平成27年厚労告95の六十八</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 歯科医師等が、介護職員に対する口腔ケアに係る指導等を月1回以上行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
17 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合し、従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング等を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のヌ 留意事項第2の6 (15) 平成27年厚労告95の四十二の六</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 授業車が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング等を行っていない。</p>	<p>C C</p>
18 科学的介護推進体制加算	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ア 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>イ 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、アに規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	<p>1 必要な基準に適合しているものとして市長に届出を行い、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のル 留意事項第2の6 (16)</p>	<p>1 必要な基準に適合していない。 2 市長に届け出していない。 3 利用者に対してサービス提供を行っていない。</p>	<p>C C C</p>
19 サービス提供体制強化加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、いずれかのサービス提供体制強化加算を算定している場合においては、その他のサービス提供体制強化加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (イ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (イ) ア(イ)に該当するものであること。</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (イ) ア(イ)に該当するものであること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出を行い、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のヲ 留意事項第2の6 (17) 平成27年厚労告95の五十九</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。 2 市長に届け出していない。 3 利用者に対してサービス提供を行っていない。</p>	<p>C C C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評 価
20 介護職員処遇改善加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 「2_基本報酬の算定について」から「19_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 「2_基本報酬の算定について」から「19_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 「2_基本報酬の算定について」から「19_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 (ア) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(イ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (ア) ①から⑥まで、⑦(一)から(四)まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ウ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業者が、利用者に対してサービス提供を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表5注8のワ</p> <p>留意事項第2の6(18)</p> <p>平成27年厚労告95の六十</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出ていない。</p> <p>3 利用者に対してサービス提供をしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
21 介護職員特定処遇改善加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 「2_基本報酬の算定について」から「19_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 「2_基本報酬の算定について」から「19_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 (ア) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 ② 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 ⑦ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (ア) ①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業者が、利用者に対してサービス提供を行っているか。	報酬示別表5注8の留意事項第2の6(19)平成27年厚労告95の六十の二	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 利用者に対してサービス提供をしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>